

FAX SHEET**TO :** 様 **FROM :**

関係団体 御中

TEL:
FAX:

厚生労働省 老健局 振興課

東京都千代田区霞ヶ関1-2-2

代表:03-5253-1111(内線3934)

夜間直通:03-3595-2889

FAX:03-3503-7894

information:

送付枚数(このページを含む): 枚

平成 23 年 3 月 20 日

情報提供**MEMO:** 平素よりお世話になっております。3/11(金)に発生した東北地方太平洋沖地震関係に関しまして、
厚生労働省老健局より発出された事務連絡を送付致します。つきましては、御会におかれましても、当該事務連絡を可能な限り、
会員等へ広く周知して頂きますよう、よろしく願いいたします。

事務連絡
平成23年3月20日

都道府県
各 指定都市 民生主管部局 御中
中核市

(岩手県、宮城県、福島県、仙台市、盛岡市、郡山市、いわき市を除く)

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長補佐
厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長補佐
厚生労働省老健局高齢者支援課長補佐

「東北地方太平洋沖地震」による社会福祉施設等に対する介護職員等の
派遣依頼について（追加連絡）

標記については、3月15日付け事務連絡（案件同旨）において連絡しているところ
ですが、以下にご留意の上、よろしくお願い申し上げます。

- (1) 3月15日付け事務連絡においては、3月28日（月）から派遣が可能な介護職員
等について登録をお願いしているところですが、同日以前であっても、現地からの派
遣要請があり次第、随時派遣する予定であり、速やかに調整をお願いしたいこと。
- (2) 介護職員等が現地へ車で移動する場合、派遣元の各都道府県において、「緊急車
両確認標章」の発行をしていただくことにつき、特段の配慮をお願いしたいこと。
- (3) (2)において、「緊急車両確認標章」の発行手続において、厚生労働省の証明が
必要な場合には、個別に下記連絡先に相談されたいこと。（この場合、厚労省から、
個別に「介護職員等の派遣依頼書」を送付する予定。）

○問い合わせ先

高齢者関係施設……………老健局振興課人材研修係

永見係員：nagami-kazuki@mh.lw.go.jp

(代 表) 03-5253-1111 (内線3936)

(ダイヤル) 03-3595-2889

(FAX) 03-3503-7894

児童・母子・婦人関係施設……………雇用均等・児童家庭局総務課調整係

村本係長 : muramoto-toshinari@mhlw.go.jp

岩瀬係員 : iwase-toyoaki@mhlw.go.jp

(代 表) 03-5253-1111 (内線7824)

(タ 代 表) 03-3595-2491

(FAX) 03-3595-2668

生活保護関係施設……………社会・援護局保護課予算係

櫻井係員 : sakurai-takuma@mhlw.go.jp

(代 表) 03-5253-1111 (内線2824)

(タ 代 表) 03-3595-2613

(FAX) 03-3592-5934